

ご存知ですか？「ひとり親家庭のための支援制度」

問 子育て・こども課こども未来係 ☎内線 150

各種制度の利用を希望する場合は、事前にご相談ください。

ひとり親の就労については、母子・父子自立支援員がお手伝いします。お気軽にご相談ください。

児童扶養手当

ひとり親家庭などの生活安定と児童福祉の向上のため、手当を支給します。

【対象者】

父母の離婚、父または母の死亡などさまざまな理由で児童（18歳到達年度の末日まで）を監護している母や監護・生計を同じくする父、当該児童を養育する養育者

【手当（月額）】

- ①児童が1人の場合は、全部支給 44,140円、一部支給 10,410円～44,130円
 - ②児童が2人の場合は、①に最大 10,420円加算
 - ③3人目以降は、1人につき上記の合計額に最大 6,250円加算
- ※受給者の所得に応じて支給額が変わります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、医療費の助成を実施しています。

【対象者】

ひとり親家庭の父または母、児童、寡婦等（60歳以上70歳未満の人で、扶養義務者と生計を同一にしない人）※所得制限などあり

【助成額】

医療機関ごとに支払った保険診療分の自己負担額から1日800円、月上限1,600円を控除した額を助成（薬局については保険診療分の自己負担全額）

※寡婦等は入院にかかる保険診療分の自己負担額から1日1,200円を控除した額を助成します。

ひとり親家庭等生活向上事業

児童のしつけや育児、健康管理（親子料理講習会）などに関する各種生活支援講習会を実施します。

自立支援教育訓練給付金

就職に役立つ能力開発のために雇用保険制度の教育訓練給付指定講座などを受講し終了した場合に、受講料の一部を助成します。

【助成額】

受講料の6割相当額

上限 40万円/年×上限4年（最大160万円）

下限 12,000円

※受講される教育訓練により上限年数は異なります。

高等職業訓練促進給付金

就職に結び付きやすい資格（看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士など）の取得に要する期間（上限4年間）の生活費負担軽減を目的に支給します。

【支給額（月額）】

市民税非課税世帯 10万円（修学最終年 14万円）

市民税課税世帯 70,500円（修学最終年 11万500円）

※4年の支給には条件があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金制度

県では、上記の高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金（50万円以内）及び就職準備金（20万円以内）の貸付を行っています。

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

県では、母子（寡婦）・父子家庭の経済的自立とその児童の福祉向上を図るため、各種資金の貸付を行っています。

【貸付資金】

就学支度資金（入学に必要な資金）修学資金（高校・大学などでの修学に必要な資金）

修業資金（事業開始・技能習得のために必要な資金）など

自死遺族のつどいを開催します

問 健康ほけん課健康推進係

☎内線 129

自死遺族のつどいは、同じような体験をした人が集い、ありのままの感情を共有する場です。

「同じような体験をした人の話を聞いてみたい」「自分の気持ちを話したい」と思う人は一度参加をしてみませんか。

【日時】

11月19日（日）

午後1時30分～3時30分

（受付 午後1時15分～）

【会場】

松浦市保健センター

（すこやか青プラザ3階）

【対象】

大切な人を自死（自殺）で亡くされた人

【申込】

不要

無料

令和6年度の保育所などの入所申し込み

問 子育て・こども課子育て支援係

☎内線 171

【対象者】

① 新たに入所・転園を希望する人

② 市外の保育所（園）などに入所継続・新規入所を希望する人

③ 認定こども園をご利用中の人で新年度から認定区分の変更を希望する人

【受付期間】

11月15日（水）

～12月15日（金）

【受付場所】

○ 保育所（園）

各保育所（園）、子育て・

こども課、各支所・出張所

○ 認定こども園

各認定こども園

※申込に必要な書類は、各受付場所に用意しています。



11月は児童虐待防止推進月間です

問 子育て・こども課こども未来係 ☎内線 167

虐待の範囲

親には、子どもの利益のために監護、教育する権利や義務があります。このため、親は、子どもを養育し、教育するためのしつけをしますが、「将来子どもが困らないように、しっかりとしつけをしなくては」「他人に迷惑をかけない子どもに育てなくては」などの思いから、時にはしつけとして子どもに罰を与えようとすることもあるかもしれません。

しかし、たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

体罰は子どもの成長にも影響を及ぼします

体罰等が子どもの成長や発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。体罰が繰り返されると、親子関係の悪化、子ども自身の精神的な問題の発生、反社会的な行動の増加、攻撃性の増加などのリスクが高まります。

子育ての悩み、ご相談ください

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。子育ての大変さを保護者の皆さんだけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、子育て・こども課にご相談ください。未就学児だけでなく、就学後の子育ての相談にも対応しています。

日ごろから子どもが利用している保育施設や学校での相談、全国共通の相談ダイヤルの利用など皆さんの相談しやすい方法で気になることはなんでもご相談ください。

